平成２１年（フ）第５４６号
岐阜市野一色４丁目３番３―303号　ロイヤルマンション岐阜
債務者　岩﨑　和子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８１号
岐阜市西荘１丁目13番15―307号　第２ヴィラあさのＢ－７号室
債務者　加藤　一郎
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６０２号
岐阜県本巣市上真桑1274番地、住民票上の住所岐阜市西改田松の木45番地
債務者　木本　文子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４号
三重県伊賀市大野木1609番地、前住所三重県名張市蔵持町原出1677番地
債務者　西村　正和
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０９号
三重県名張市桔梗が丘３番町４街区13番地
債務者　青木　　清
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１１０号
三重県名張市桔梗が丘３番町４街区13番地
債務者　青木　珠代
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２２３号
三重県員弁郡東員町笹尾西４丁目11番６
債務者　田岡　直美（旧姓熊澤）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
三重県四日市市大字塩浜2763番地１
債務者　山村　好美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
三重県桑名市新築町54番地、居所愛知県海部郡甚目寺町西今宿山口２―12―１　長生荘８号室
債務者　木村　　縁
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
三重県四日市市久保田１丁目５番11号　杉山貸家南棟
債務者　東口沙奈江こと　金　　春子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
三重県四日市市日永４丁目４番46号
債務者　江川　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
三重県四日市市笹川８丁目67番地３
債務者　藤川　光則
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
三重県四日市市笹川８丁目67番地３
債務者　藤川　良子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
三重県三重郡川越町大字豊田602番地
債務者　石嶺　匡章
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
三重県桑名市大字友村323番地１　エスパシオスエーニョ306
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
三重県三重郡川越町大字豊田503番地１
債務者　加藤　吉浩
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
三重県四日市市中川原１丁目１番25号　ロイヤルサイキ203号
債務者　八木　　保
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
三重県三重郡川越町大字豊田574番地５
債務者　赤地ちえみ
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係